

18年4月から

納税組合が廃止されます

口座振替納付をおすすめします

平成18年3月27日の「横芝光町」のスタートに伴って、平成18年4月から納税組合制度が廃止されることになりました。

納税組合は、納付率の向上を通じて、町の財政基盤の確立のために、半世紀以上にわたり大きな役割を果

たしてきましたが、近年の組合数や組合員数の減少、及び個人情報保護の観点から、合併による新町の発足を機に、納税組合を廃止することになったものです。

平成18年4月からは、口座振替納付を利用されない方については、各自が

納付書により、各金融機関等で納めていただくこととなります。(納税組合加入者については、今年度は引き続き、納税組合長さんが集金いたします。)

口座振替納付のおすすめ

町税の納付は、金融機関に行く手間が省け、納め忘れのない「口座振替」の利用をおすすめします。

取扱金融機関

千葉銀行	京葉銀行
銚子信用金庫	銚子商工信用組合
みずほ銀行	千葉興業銀行
山武郡市農業協同組合	三井住友銀行
中央労働金庫	郵便局

手続き方法

- ◆銀行・農協等 ⇒ 税務課に備え付けの「預金口座振替依頼書」にご記入のうえ、ご利用の金融機関の窓口へ提出してください。振替依頼書が必要な方は、税務課までご連絡願います。
- ◆郵便局 ⇒ 局に備え付けの依頼書でのお申込みとなりますので、直接郵便局の窓口へおいでください。

平成17年分年末調整説明会

開催日	時間	会場	対象地域
11月22日(火)	10時～12時	成東町文化会館のぎくプラザ (大ホール)	成東町・山武町・蓮沼村
	14時～16時		松尾町・横芝町・芝山町
11月29日(火)	10時～12時	東金文化会館 (小ホール)	東金市
	14時～16時		大網白里町・九十九里町

前納報奨金の

交付率等が変わります

18年度分から

町税のうち、固定資産税と町県民税(普通徴収)については、第1期の納期内に年税額全額を納付されずと、「前納報奨金」が交付されます。この前納報奨金についても、平成18年4月から改正されます。

	現行 (横芝町：平成17年度)	改正 (横芝光町：平成18年度)
交付する場合	第1期の納期内に、年税額全額を納付した場合	変更なし
交付率等	第2期以降の一納期の税額×1/100×12か月(前納した月数の合計) ※ただし、一納期の税額が20万円までが対象となる。 ※100円未満の報奨金は切捨てる。	第2期以降の一納期の税額×0.5/100×12か月(前納した月数の合計) ※ただし、一納期の税額が10万円までが対象となる。 ※100円未満の報奨金は切捨てる。

計算例

①町県民税42,500円の場合(第1期 12,500円、第2～4期 各10,000円)

(現行) 10,000円×1/100×12か月分=1,200円

(改正後) 10,000円×0.5/100×12か月分=600円

②固定資産税886,000円の場合(第1期 223,000円、第2～4期 各221,000円)

(現行) 200,000円×1/100×12か月分=24,000円

(改正後) 100,000円×0.5/100×12か月分=6,000円

※報奨金の算出にあたっては、第2～4期の納期ごとに計算し、端数処理した金額を合計します。

口座振替納付を利用されている方で、「全額一括納付」から「納期ごとの納付」に変更を希望される方は、改めて金融機関での手続きをお願いします。

※問い合わせ先 税務課徴収係 ☎82-8805